

# 被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、  
次の要件を満たす方は、  
**介護保険料が減免**となります。

## 【減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が**死亡**し、または**重篤な傷病**を負った被保険者 → **全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の**収入減少【令和3年收入 < 令和2年收入】**が見込まれる被保険者 → **一部を減額**

世帯の主たる生計維持者について

- (1) **事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入**のいずれかが、前年に比べて**10分の3以上減少**する見込みであること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が**400万円以下**であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

**減免額** = **減免対象保険料額** (A×B/C) × **減免割合** (D)

A : 被保険者の 保険料額	×	B : 世帯の主たる生計維持者の 減少が見込まれる収入に かかる令和2年の所得額	÷	C : 主たる生計維持者の 令和2年の合計所得金額	×	D : 合計所得金額に 応じた減免割合
						210万円以下 10/10 210万円超え 8/10

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、保険料の全部を免除。

※年金収入のみの世帯は、原則、減免の対象となりません。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、  
銚子市高齢者福祉課にお問い合わせください。

銚子市 高齢者福祉課 ☎0479-24-8755